

# 三商レポート

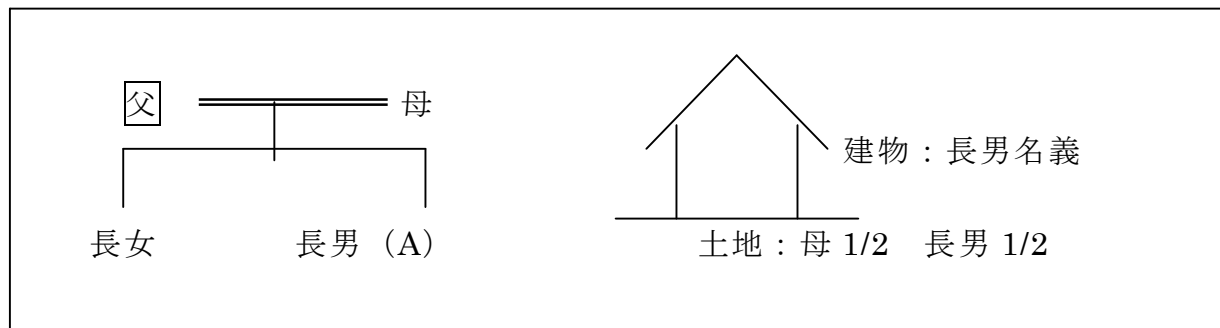
## 第九十四話 「受け入れる選択」

相続プラザ (株)三商 内藤 雄

〒187-0003 小平市花小金井南町 1-14-24 Tel042-467-2103

URL <http://www.souzokusoudan.net> E-mail [sansyo@trust.ocn.ne.jp](mailto:sansyo@trust.ocn.ne.jp)

相続でもめることが予想される場合、相続開始前に、兄弟姉妹の一方が弁護士を使って「決着」を迫る場合がある(プライバシーに配慮し、事実を少し変えています)。



Aさんは両親と同居していた。父親が亡くなった際、Aさんが母親の老後を見ることで土地を母とAさんが2分の1ずつ相続し、長女は現金を相続した。Aさんは住宅ローンを組み、この土地にAさん名義の家を建てた。Aさん夫婦は、母親と同居しながら20年近くを円満に暮らしてきた。

ところが、数年前に長女が「私が母の面倒を見る」と言って母親をAさん宅から連れ出した。しばらくして、母は長男の家に戻りたいと言い出した。長女夫婦から、土地の持分を全て長女に相続させる内容の遺言を書くように言われたことが原因だった。

その後に行なわれた長女夫婦と長男夫婦の話し合いは決裂し、母は長女の家にとどまることになった。

しばらくして、母親の代理人弁護士からAさん宛てに内容証明が届いた。

- ① 母の土地持分を実勢価格に基づき現金一括払いで買取れ。
- ② 母の土地持分2分の1に対するこれまでの地代を払え。
- ③ 母の扶養料を払え。

という内容だった。

果たして90歳を過ぎた母親の意思なのか、長女の意向なのかは分からない。

もしこのまま相続を迎えれば、母の土地持分は長女と長男が各2分の1ずつ相続することになる。その結果、長男が4分の3で長女が4分の1の共有となり、財産分けでもめる可能性が強い。遺言で長女に相続させたとしても、各2分の1の共有となり、争いの火だねとなる。分けられない自宅の相続は、もめると難しい事態になる。

そこで、相続開始前に母親の土地持分を現金に変えて、使える状態にしておきたいと「長女側」は考えたと思われる。弁護士からの持分買取請求は、いわゆる「共有物分割請求」であり、共有者の母親としては権利の行使といえる。

Aさん夫婦には、これまでの経緯から反論や言い分が山ほどあった。そのため、Aさんも弁護士に依頼し、調停を申立て争うこともできた。また、お金が母のために使われるのか、今後治療費や入所費用を請求されないか、亡くなったときの葬儀は誰が行なうのか、その費用はどうなるのか、など多くの不安もあった。

しかし、Aさん夫婦は理不尽な要求を争わず、多くを受け入れることにした。買取資金は、借金をして工面することになった。

「お金は母のために使ってくれて、母が喜んでくれたらそれでいい。」

「先のことを心配してもしかたない。そのときに考える。」

「早くこの問題から解放されたい。」

Aさん夫婦は、このように気持ちの整理をされた。

争わずに受け入れ、前向きに考えることができるAさん夫婦のような方が幸せになることを筆者は知っている。

「おかげさまで無事に売買と登記が終わりました」と報告があった。Aさん夫婦の晴れやかな笑顔を見ることができた。同時に、「自宅を売却することに決めました」という。単独名義にはなったものの、借金を抱えることは年齢的に大きな負担だという。長年住み慣れた自宅を処分してでも、穏やかな気持ちでこれからの人生を生きていくことを選択された。

弁護士は、依頼者の利益を最大限に実現すべき職責がある。そのため、時として相手に厳しい主張をすることがある。Aさんのケースも、弁護士の介入により土地の持分をめぐる問題は相続前に「決着」したことになる。しかし、弁護士からの書面で不安になったり、言動によりキズついたりすることがある。兄弟姉妹の縁までも危うくさせることがある。相続問題にかかわる際には、兄弟姉妹の縁にまで配慮したい。

(2012年4月1日)

～いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます。～